「通所介護・地域密着型通所介護・予防通所事業」をお考えの方へ

介護保険法による通所介護、地域密着型通所介護又は第1号事業(予防通所事業)(以下、「通 所介護等」といいます。)を実施する場合は、まず、老人福祉法に規定する「老人デイサービスセ ンター」又は「老人デイサービス事業」でなければなりません。

また、介護保険の事業者としての指定を受けるに当たっては、人員基準、運営基準とともに設備 に関する基準が市条例等で定められています。

なお、本市では新規に通所介護等の事業を始められるに当たっては、事業を行おうとする建物が これらの基準に適合しているかを確認させていただくため、事前協議を行っております。

つきましては、<mark>事業を行おうとする建物の改修・新築の前に</mark>、下記の書類を作成のうえ、必ず事前協議を行ってください(計画図面が基準に適合していない場合、再協議となる場合があります)。

なお、事前協議は原則として、毎月12日から19日の期間内で行いますが、あらかじめ十分な期間をおいた上で、早めの来庁日時のご予約【電話:072-841-1468 枚方市福祉指導監査課 介護事業者係まで 】をお願いします。

1 協議に必要な書類

	励成に必安な自然		
	提出書類	留意事項	
1	事業計画書(協議様式1)	法人の概要、事業の概要、土地・建物等の概要、人員配置	
ı		等の計画等が記載されているもの	
2	施設整備等チェックリスト	飲食の提供を行う場合は、本市保健所保健衛生課で必要な	
	(協議様式2)	手続き等を確認してください。	
3	関係部署との協議記録	協議した内容について、事業者側で記録してください。	
<u> </u>	(協議様式3)	別紙があれば「別紙のとおり」とし、添付してください。	
4	土地及び建物の図面	改修・新築の計画図面	
5	近隣の住宅地図等	施設周辺の様子がわかるもの	
6	現況の写真	既存の建物であれば外観、内部の写真も	
7	土地及び建物の登記に関する全	新築の場合は土地に関するもののみで可(ただし建物に関	
'	部事項証明書の写し	しては指定申請時に要提出)	
8	返信用封筒	事前協議提出書類の審査完了後、受付処理票及び事業計画	
0	(必要料金分の切手貼付)	書の写しを送付します	

2 事前協議の受付期間等について

(1)受付期間

受付期間については、枚方市ホームページ「指定介護サービス事業者等向け情報」→「申請・届 出関係」→「申請受付スケジュール」に掲載していますので、必ずご確認ください。

https://www.city.hirakata.osaka.jp/000002009.htm

なお、地域密着型通所介護に限り、居宅サービス事業者等の受付期間で申請受付を行います。

また、『指定申請の申請期間等』とお間違えのないようご注意ください。

- ●事前協議受付期間は原則として、毎月 12 日(休日の場合、翌営業日)~19 日(休日の場合、 前営業日)までの期間とします。
- ●事前協議受付の予約は、受付期間開始日の前日(休日の場合、前営業日)までとします。
 - (2) 事前協議から指定までの流れ

①事前協議予約締め切り (原則、受付期間開始日の前日)

 \downarrow

②事前協議 (原則、毎月12日~19日の期間)

↓※事前協議終了後、建築・改修を行ってください。

③施設建築・改修

↓※指定申請までに終了する必要があります。

④指定申請予約締め切り (原則、受付期間開始日の前日)

 \downarrow

⑤老人福祉法による設置届出または事業開始届出

→ ※介護保険法による通所介護等の事業を実施する場合には、老人福祉法第15条第2項に規定する「老人デイサービスセンター等の設置届」の届出、または同法第14条第2項に規定する「老人居宅生活支援事業開始届」が必要です。

⑥介護保険法による指定申請 (原則、事業開始前々月21日~前月10日の期間)

→ ※建築・改修が終了し、必要な検査を終え、人員の確保、設備の設置、備品等が配置されている必要があります。

⑦現地調査| 市職員が事業所を訪問し、確認を行います。

 \downarrow

⑧指定時研修 (前月 20 日頃)

 \downarrow

⑨事業開始 (1日)

3 通所介護等事業について

(1)事業計画

事業の計画にあたっては、介護保険法のほか、下記の「基準」を必ずお読みいただき、ご検討ください。

- ①枚方市指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営 に関する基準を定める条例(平成25年枚方市条例第48号)とその施行規則
- ②枚方市指定地域密着型サービスに関する基準を定める条例(平成 24 年枚方市条例第 46 号)と その施行規則
- ③枚方市指定予防通所事業者の指定並びに指定予防通所事業の人員、設備及び運営並びに指定予防通所事業におけるサービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める規則(平成29年枚方市規則第19号)

(2) 事業 (サービス) の概要

在宅の要介護者、要支援者が事業所へ通ってもらい、事業所より入浴・食事の提供とその介護、 生活等についての相談・助言、健康状態の確認等の日常生活の世話と機能訓練を行うものです。

また、他の施設類型として、難病等を有する重度要介護者又はがん末期の方で、サービス提供に あたり、常時看護師による観察が必要な方を対象に、入浴、排泄、食事等の介護やその他日常生活 上のお世話や機能訓練を行う、療養通所介護事業があります。

(3)施設の類型

施設の類型	内容
①通所介護事業	要介護者(要介護1~5)を対象にした定員19名以上の通所介護事業。
②地域密着型通所介護事業	要介護者を対象にした定員18名以下の生活圏域に密着した通所介護事業。
③予防通所事業	要支援者(要支援1・2)を対象にした通所介護事業。介護予防・日常生
	活支援総合事業の第1号通所事業のうち、旧介護予防通所介護に相当する
	事業。
④療養通所介護事業	難病等を有する重度要介護者又はがん末期の方で、サービス提供にあた
	り、常時看護師による観察が必要な方を対象にした利用定員 18 名以下の
	地域密着型通所介護事業。

- ・「①と③」又は「②と③」は、同一施設で一体的に運営することは可能です。また、①・②・ ③のいずれかのみでも実施できます。
- ①、②は事業所が定める利用定員に応じて、いずれかの事業のみ実施できます。
- ・④は、基本的には④のみの事業実施となります。

(4)人員に関する配置基準

【通所介護事業、利用定員が11名以上の地域密着型通所介護事業、及び予防通所事業】

職種	資格要件	配置基準
管理者	なし	・専らその職務に従事する常勤の者1名
生活相談員	・社会福祉士、	・提供日ごとに、サービス提供時間帯(事業所
	・精神保健福祉士	におけるサービス提供開始時刻から終了時
	・介護福祉士(※1)	刻まで)に生活相談員が勤務している時間数
	・社会福祉主事(※2)	の合計数を、サービス提供時間帯の時間数で
	<u>・介護支援専門員(※1)</u>	除して得た数が1以上
看護職員	看護師、准看護師	・単位ごとに、サービス提供時間帯を通じて専
		従する必要はないが、サービス提供時間帯を
		通じて事業所と密接かつ適切な連携を図る
		<u>もの</u> とし、その提供に当たる者が1以上
介護職員	なし	・単位ごとに、提供時間に応じ、以下の勤務延
		時間数を確保すること
		平均提供時間数(利用者ごとの提供時間数合計
		を利用者数で除して得た数)をAとして、
		利用者数 15 人まで…A
		利用者数 16 人以上…
		((利用者数-15)÷5+1)×A
		・また、単位ごとに常時1人以上従事が必要
機能訓練指導	理学療法士、作業療法士、言語聴覚	・1以上
員	士、看護師、准看護師、柔道整復師、	
	あん摩マッサージ指圧師	
	はり師・きゅう師(※3)	
・生活相談員又は介護職員のうち1人以上は常勤であること		

【利用定員が10名以下の地域密着型通所介護事業、及び予防通所事業】

職種	資格要件	配置基準
管理者	なし	・専らその職務に従事する常勤の者1名
生活相談員	・社会福祉士、	・提供日ごとに、サービス提供時間帯(事業所
	・精神保健福祉士	におけるサービス提供開始時刻から終了時
	・介護福祉士(※1)	刻まで)に生活相談員が勤務している時間数
	・社会福祉主事(※2)	の合計数を、サービス提供時間帯の時間数で
	<u>・介護支援専門員(※1)</u>	除して得た数が1以上
看護職員	看護師、准看護師	・単位ごとに、平均提供時間数(利用者ごとの
		提供時間数合計を利用者数で除して得た数)
介護職員	なし	を確保すべき勤務延時間数とする
		・単位ごとに、常時1人以上従事が必要
機能訓練指導員	理学療法士、作業療法士、言語聴	・1以上
	覚士、看護師、准看護師、柔道整	
	復師、あん摩マッサージ指圧師	
	はり師・きゅう師(※3)	
・生活相談員又は看護職員又は介護職員のうち1人以上は常勤であること		

- ※1 大阪府下では、以下の資格を生活相談員の資格要件として認めています。
 - ①介護福祉士(平成19年12月1日から)②介護支援専門員(平成27年4月1日から)

- ※2 社会福祉主事の証明を大学、短大の成績証明書で行う場合、<u>厚生労働省の指定科目が、</u> <u>卒業年次で異なり</u>ますので、事前に証明書を発行した大学、短大又は厚生労働省社会援護局 福祉基盤課(TEL03-5253-1111)にお問い合わせいただきご確認願います。
- ※3 はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護師、准看護師、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で 6月以上機能訓練に従事した経験を有する者に限ります。

【注】

- ① 「常勤」とは、当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の 従業者が勤務すべき時間(32 時間を下回る場合は32 時間を基本)に達していることをいいま す。ただし、育児休業、介護休業等、所定労働時間の短縮措置が講じられている者については、 利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤 務すべき時間数を30 時間(常勤換算方法で1)として取扱うことができます。
- ② 「専ら従事する」とは、原則として当該事業における勤務時間を通じて当該サービス以外の 職務に従事しないことをいいます。
- ③「利用定員」とは、当該事業所において<u>同時にサービスを利用することができる利用者数の上</u>限をいいます。
 - (例) ○1 単位(18 名) を実施している場合 利用者数の上限は18 名となります
 - ○午前(10名)・午後(10名)の2単位を実施している場合 利用者数の上限は10名となります
 - ○月~金(15名)・土(10名)の2単位を実施している場合 利用者数の上限は15名となります
 - ○月〜金(15 名)・月〜金(10 名)の2単位を同時に実施している場合 利用者数の上限は25 名となります

(5)設備に関する基準

設備	基準概要	配慮すべき事項
食堂	・それぞれ必要な広さを有すること	
機能訓練室	・合計した面積が、3平方メートルに	
	利用定員を乗じて得た面積以上であ	
	ること	
	・狭隘な部屋を多数設置することによ	
	り面積を確保することは不可	
静養室		・利用定員に対して(複数の利用者が
		同時に利用できる)適当な広さを確
		保すること
		・機能訓練室から見通しがきく場所に
		専用のスペースを確保すること
相談室	・遮へい物の設置等により相談の内容	
	が漏えいしないよう配慮されている	
	こと	
事務室		・職員、設備備品を配置できる広さを
		確保すること
消火設備その他	・消防法その他の法令等に規定された	
の非常災害に際	設備が必要	
して必要な設備		
その他の設備及	・通所介護等の提供に必要なもの	
び備品		

◆その他の通所介護等の提供に必要な設備の考え方

設備	配慮すべき事項	
便所・介助を要する者の使用に適した構造・設備とすること(複数設置で、重		
	便所とすることが望ましい)	
	・緊急呼び出し等通報装置が設置されていること	
厨房	(食事を提供する場合)	
	・環境衛生に配慮した設備とすること(保存食の保存設備を設置することが望ましい)	
脱衣室(入浴介助を行う場合)		
	・廊下等から直接見えないように配慮すること	
	・手すり等を設置し、利用者の利便・安全に配慮すること	
	・緊急呼び出し等通報装置が設置されていること	
浴室	(入浴介助を行う場合)	
	・手すり等を設置し、利用者の利便・安全に配慮すること	
	・介助者が介護しやすい仕様とすること	
	・緊急呼び出し等通報装置が設置されていること	

- ※設備は専ら指定通所介護等の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指 定通所介護等の提供に支障がない場合は、この限りではない。
- ※設備を共用する場合は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じ、 衛生管理等に一層努めること。

4 療養通所介護事業

(1) 人員に関する配置基準【利用定員 18 名以下に限る】

職種	資格要件	配置基準
管理者	看護師	・専らその職務に従事する常勤の者1名
看護職員	看護師、准看護師	・提供時間帯を通じて専ら当該通所介護の提供
介護職員	なし	に当たる者が利用者の数 1.5 対 1 名以上
・看護職員のうち1名以上は常勤の看護師であること		

(2) 設備に関する基準

設備	基準概要
専用の部屋	・6.4 平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上であること
	・明確に区分され、他の部屋等から完全に遮断されていること
消火設備その他の非常災	・消防法その他の法令等に規定された設備が必要
害に際して必要な設備	
その他の設備及び備品	・療養通所介護の提供に必要なもの

◆その他の設備を設置する場合の考え方

設備	配慮すべき事項
事務室	・職員、設備備品を配置できる広さを確保すること
相談室	・遮へい物の設置等により、相談の内容が漏えいしないよう配慮されてい
	ること
便所	・介助を要する者の使用に適した身体障害者用の構造・設備とすること(最
	低1箇所以上)
	・緊急呼び出し等通報装置が設置されていること
厨房	(食事を提供する場合)
	・環境衛生に配慮した設備とすること(保存食の保存設備を設置することが
	望ましい)
脱衣室	(入浴介助を行う場合)
	・廊下等から直接見えないように配慮すること
	・手すり等を設置し、利用者の利便・安全に配慮すること
	・緊急呼び出し等通報装置が設置されていること
浴室	(入浴介助を行う場合)
	・手すり等を設置し、利用者の利便・安全に配慮すること
	・介助者が介護しやすい仕様とすること
	・緊急呼び出し等通報装置が設置されていること

[※]設備は、専ら指定療養通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定療養通所介護の提供に支障がない場合は、この限りではない。

(3)契約医療機関

- ○利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ緊急時対応の医療機関を定め、緊急時に円滑な協力が得られるよう必要な事項を取り決めておく必要があります。
- ○緊急時対応の契約医療機関は、同一の敷地内、又は隣接若しくは近接している必要があります。

5 その他の配慮事項

- ① 日光(採光)、通風(適温保持)の確保 要介護者等が利用するに相応しい環境(バリアフリー)の確保
- ② 建築基準法その他の法令等の遵守 建物が建築基準法に適合し、消防法等の規定による必要な設備を有することが必要です。
- ③ 利用者処遇スペース(食堂・機能訓練室、静養室、相談室)については、同一階に配置してください(エレベーター等の設置により、利用者の移動に支障がないと認められる場合は除く)。
- ④ 段差の解消、スロープの設置など高齢者の安全、利便に配慮した構造とし車椅子の利用が可能な ものとしてください。
- ⑤ 静養室・便所・浴室・脱衣室等、利用者が1人になるか、その可能性が高いスペースには、ナースコールなどの緊急呼び出し装置を設置してください。
- ⑥ 設備等に関する使用権原の確保

土地、建物等については、申請法人の所有物件であることが望ましいです。所有権以外による場合は、通所介護事業所を安定的に運営ができるよう適切な権原取得(例えば賃貸借契約の締結)が行われていることが確認できるものに限ります。

⑦ 加算に係る設備要件等 【入浴加算】浴室、機械浴設備

6 関係部署との協議について

事前協議に際して「関係部署との協議記録(協議様式4)」を作成していただきますが、各部署等 で確認等しておくべきポイントは次のとおりです。これ以外にも各部署等で指導・助言等があった場 合はその内容についても記録して提出してください。

関係部署名等 (連絡先)	ポイント	備考
都市計画課	・開設予定地の都市計画法上の区域が「市街	
(072-841-1414)	化調整区域」でないか。	
	・市街化調整区域で開設を考える場合は、その要件・必要な手続き・許可に至るまでの所要期間など。	
審查指導課 (072-841-1438)	・既存建物で開設を考える場合は、用途変更 手続きやその他建築基準法上の必要な手続 きの有無、それら手続き完了までの所要期間 など。又、手続き等不要な場合はその理由。	・必要な手続きが完了されて いない場合、指定できないこ とがあります。
保健衛生課 (072-807-7624)	・厨房まわりのレイアウトや食材の搬入経路など。 ・飲食の提供を行う場合は、食品営業許可(食品営業届出)の手続きやその他必要な手続きの有無、それら手続き完了までの所要期間、許可証の交付時期など。	・許可等されていない場合、 指定できないことがありま す。
枚方消防署予防課 (072-852-9937) 枚方東消防署予防課 (072-852-9976)	・設置すべき設備の有無、防火対象物・消防計画等の届出に係る手続き、所轄消防署による立入検査に至るまでの所要期間、消防設備の検査済証の交付時期など。	・できるだけ所轄消防署で交付される「指導(打合せ)記録書」の写しを添付してください。

7 指定申請時までに留意すべき事項

指定申請関係書類の準備をされるにあたり、次の書類の用意につきましては、関係部署との協議を踏まえスケジュール調整が必要と思われます。これらの書類も指定申請時には提出していただきますので、スムーズに事業を開始するためにもご注意ください。書類の不備等がある場合は指定できないことがあります。

- ○防火対象物使用開始(変更)届出書の写し【所轄消防署での受付印のあるものに限る】
- ○消防用設備等検査済証の写し【設置すべき設備がある場合のみ】
- ○建築基準法の規定による検査済証の写し
- ○既存建物で建築基準法による用途変更が必要な場合はその手続きが完了したことがわかる書類 の写し
- ○食品営業許可証の写し【許可が必要な場合のみ】

【参考】

通所介護事業・地域密着型通所介護事業・予防通所事業開始にあたっての検討項目

検討項目	株 討 す べ き 内 容
建物の確保	 ○開設予定地の状況(立地条件検討) 競合施設の有無、整備進捗状況、近隣環境(地域によっては建築協定が結ばれ、建物を住宅以外で利用できない場合もあります)、通常の事業の実施地域の検討(地域密着型通所介護及び予防通所事業の場合は枚方市に限られます) ○建物の確保方法 新築・改築の別、自己所有・賃借の別、建物規模 《他のサービス・別事業の可否についても検討》
収支算定	 ○建物(設備)に要する費用 ・建設コスト(新築・改築)《賃借も改修コスト算定は必要》 ・設備取得コスト《賃借の場合は保証金等についても考慮》 ○運営経費 人件費、事業費、管理費、賃借料、建物維持管理費、建物償却費、借入返済 ○収入見込(算定にあたっては平均稼働率見込が必要) 介護報酬等、利用者負担
資金確保	○初期投資費用建物(設備)に要する費用、法人設立費用、開設準備経費(事務費、人件費)○運転資金少なくとも運営経費の3ヶ月分(介護報酬等の請求支払いのタイムラグ)■自己資金(手持資金)、借入金等に区分して確保方法を明確にする。
人員確保	○要資格者等の確保管理者、介護職員生活相談員・・・社会福祉士、社会福祉主事、介護福祉士等の資格看護職員・・・・看護師、准看護師機能訓練指導員・・・・理学療法士、作業療法士、看護師等の資格○その他従業者の確保
事業運営主体	○法人格の確保(取得) 新規設立法人又は既存法人のいずれも可能
運営推進会議 の設置 *地域密着型の場 合	○運営推進会議の設置(おおむね6月に1回以上実施すること) ○構成員の検討(利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、事業所が所在する市町 村の職員又は事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センター職員、地域密 着型通所介護について知見を有する者等)
契約医療機関 の確保 *療養型の場合	○契約医療機関の確保 利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ緊急時対応の医療機関を定め、緊急時に円滑な協力が得られるよう必要な事項を取り決めておく必要があります。 緊急時対応の契約医療機関は、同一の敷地内、又は隣接若しくは近接している必要があります。

事業の運営に当たっては、地域住民等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図るよう努めなければなりません。また、地域密着型通所介護の場合、設置が義務づけられる運営推進会議のメンバーに地域住民の代表者が含まれることから、地域との連携・交流は不可欠です。

このため、事業計画にあたっては、事前に地域住民等への説明を行ってください。